

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊国薬第637号

令和6年9月18日

「第二次銃器対策推進5か年計画」の策定に基づく各種施策の推進について（通達）

令和元年7月、銃器対策推進会議において、第一次となる「銃器対策推進5か年計画」（以下「旧計画」という。）が策定され、本県においても、中長期的な視点から戦略的に諸施策を実施してきたところであるが、このたび、旧計画を継承し、引き続き政府を挙げた総合的な対策を講じることを目的に「第二次銃器対策推進5か年計画」（別添。以下「新計画」という。）が新たに策定され、これに伴い、警察庁から別添「「第二次銃器対策推進5か年計画」の策定について（通達）」（令和6年7月12日付け警察庁丁組二発第241号ほか）が発出された。

近年、銃器を巡る情勢は大きく変化し、更なる多角的な取組が求められるところ、各所属にあっては、直面する諸課題に適切に対処するため、新計画に盛り込まれた実施施策を積極的に推進されたい。

※ 警察庁通達「「第二次銃器対策推進5か年計画」の策定について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。